

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 2 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条の5第2項中「又は半日」を「、半日又は1時間」に改める。

第8条の7第1項中「のため」の次に「又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため」を、「5日」の次に「（養育する子が複数の場合にあっては、10日）」を加え、同条第2項中「半日」の次に「又は1時間」を加える。

第11条第2項中「の規定する」を「の規定による」に、「14週間」を「16週間」に改める。

第12条の2第1項中「含む」の次に「。以下同じ」を、「あるもの」の次に「（各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。）」を加え、同条第3項中「又は半日」を「、半日又は1時間」に改める。

第12条の2の次に次の1条を加える。

（短期の介護休暇）

第12条の3 任命権者は、職員が要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認めるときは、一の年度において必要と認める期間のうち5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日）を限度として短期の介護休暇を与えることができる。

2 短期の介護休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認められるときは、半日又は1時間を単位として与えることができる。

3 任命権者は、短期の介護休暇を承認し、又は利用の状況を把握するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。

第13条の次に次の3条を加える。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第13条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、任命権者が別に定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、任命権者が別に定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務等の免除)

第13条の3 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、任命権者が別に定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第13条に規定する勤務（以下「時間外勤務等」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限)

第13条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、任命権者が別に定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、任命権者が別に定める時間を超えて時間外勤務等をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、

同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、任命権者が別に定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

改正後	改正前
(病気休暇) 第 8 条の 5 略 2 病気休暇は、1 日、<u>半日又は 1 時間</u>を単位として与える。 3 略 (子どもの看護休暇) 第 8 条の 7 任命権者は、9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。以下同じ。)のため<u>又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認めるときは、一の年度において必要と認める期間のうち 5 日(養育する子が複数の場合にあっては、10 日)</u>を限度として子どもの看護休暇を与えることができる。 2 子どもの看護休暇は、1 日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認められるときは、半日<u>又は 1 時間</u>を単位として与えることができる。 3 略 (産前及び産後の休養) 第 11 条 略 2 <u>前項の規定による</u>休養は、産前については、出産予定日の 8 週間(多胎妊娠の場合にあっては、<u>16 週間</u>)前から、産後については、出産日後 10 週間以内の期間において、これを請求することができる。ただし、特別の理由があり任命権者が必要と認める場合は、前項に規定する期間内において、必要な期間延長することができる。 (介護休暇) 第 12 条の 2 任命権者は、職員がその配偶者	(病気休暇) 第 8 条の 5 略 2 病気休暇は、1 日<u>又は半日</u>を単位として与える。 3 略 (子どもの看護休暇) 第 8 条の 7 任命権者は、9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。以下同じ。)のため勤務しないことが相当であると認めるときは、一の年度において必要と認める期間のうち 5 日を限度として子どもの看護休暇を与えることができる。 2 子どもの看護休暇は、1 日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認められるときは、半日を単位として与えることができる。 3 略 (産前及び産後の休養) 第 11 条 略 2 <u>前項の規定する</u>休養は、産前については、出産予定日の 8 週間(多胎妊娠の場合にあっては、<u>14 週間</u>)前から、産後については、出産日後 10 週間以内の期間において、これを請求することができる。ただし、特別の理由があり任命権者が必要と認める場合は、前項に規定する期間内において、必要な期間延長することができる。 (介護休暇) 第 12 条の 2 任命権者は、職員がその配偶者

改正後	改正前
(内縁関係を含む。<u>以下同じ。</u>)又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの<u>(各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。)</u>の介護をするため、勤務しないことが相当であると認めるときは、介護休暇を与えることができる。 2 略 3 介護休暇は、その承認された期間内に、1日、<u>半日又は1時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。</u> 4・5 略 <u>(短期の介護休暇)</u> <u>第12条の3 任命権者は、職員が要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話を行うために勤務しないことが相当であると認めるときは、一の年度において必要と認める期間のうち5日(要介護者が複数の場合にあつては、10日)を限度として短期の介護休暇を与えることができる。</u> <u>2 短期の介護休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認められるときは、半日又は1時間を単位として与えることができる。</u> <u>3 任命権者は、短期の介護休暇を承認し、又は利用の状況を把握するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。</u> <u>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</u> <u>第13条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、任命権</u>	(内縁関係を含む。)又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認めるときは、介護休暇を与えることができる。 2 略 3 介護休暇は、その承認された期間内に、1日<u>又は半日</u>を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。 4・5 略

改正後	改正前
<u>者が別に定める者に該当する場合を除く。)</u> <u>が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間における勤務をさせてはならない。</u> <u>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、任命権者が別に定める者に該当する場合を除く。)</u><u>が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u> <u>(育児を行う職員の時間外勤務等の免除)</u> <u>第 13 条の 3 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、任命権者が別に定める者に該当する場合を除く。)</u><u>が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第 13 条に規定する勤務(以下「時間外勤務等」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</u> <u>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限)</u> <u>第 13 条の 4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、任命権者が別に定める者に該当する場合を除く。)</u><u>が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、任命権者が別に定める時間を超えて時間外勤務等をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</u>	

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
<u>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、任命権者が別に定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u>	